

山柔協 23 - 430 号
令和 6 (2024) 年 3 月 12 日

各市柔道協会等団体の長 様
各チームの長 様

一般社団法人山口県柔道協会
会長 正司直樹
(会長印を省略しています)

国内における「少年大会特別規程」による寝技において「待て」を
宣告するケースについて

当協会の事業については、平素から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、(公財)全日本柔道連盟から添付のとおり通知がありましたので、安全を最優先
として、審判員や指導者、選手に対して、通知の解説動画を利用した周知をお願いします。

解説動画：<https://www.youtube.com/watch?v=9rhvdSMRBDC>



関係各位

公益財団法人全日本柔道連盟
審判委員会委員長 大迫 明伸
(公印省略)

国内における「少年大会特別規程」による
寝技において「待て」を宣告するケースについて

拝啓 残雪の候、時下ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は本連盟の諸事業に対し格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本連盟審判委員会では、昨年度に引き続き、少年大会における安全を確立する為に、寝技においてどのような技を施せば危険なのか、あるいはいまいかなる体制になれば危険として、主審が待てを宣告するのかを具体的な事例を映像で示すことにしました。

少年柔道の目的は少年の健全育成であり、目先の勝ち負けではありません。柔道に関わるすべての皆様には、今一度このことを肝に銘じてもらい、柔道を愛する子どもたちの安全を確保する為に、この映像を参考にしてもらい、安全を最優先とした適切な指導にあたってください。

- ①相手の肩関節に危害を及ぼす可能性がある場合について
- ②相手の首や脊椎に危害を及ぼす場合について
- ③取が受の腕を抱えずに、直接に相手の頭部又は首のみを腕で抱え込んで抑え込んだ場合について
- ④取が脚を使って、受の腕を含まず首だけを固めて受をコントロールした場合について
- ⑤通称「三角固」に制してから抑え込む場合について
- ⑥通称「腹包み」からの抑え込む場合について
- ⑦通称「肩三角グリップ」から抑え込む場合について
- ⑧捨身技の「俵返」から抑え込む場合について

なお、映像の使用につきましては、所属団体における指導者講習会、審判講習会における使用にとどめてもらい、画面録画などをして SNS で掲載する事は固く禁じます。

各所属団体におきましては、周知徹底のご協力を、よろしくお願い申し上げます。

記

解説動画：<https://www.youtube.com/watch?v=9rhvdSMRBDC>



【問い合わせ先】

公益財団法人全日本柔道連盟 大会事業課

メール shinpan@judo.or.jp

以上